

保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為

< 保険業法第 300 条 >

総合保険代理店 株式会社ロジックサポート
〒814-0133 福岡県福岡市城南区七隈 3 丁目 5-1
TEL:092-801-6419 FAX:092-801-6420
<https://www.6419.info/>
策定日：2023 年 2 月 1 日



保険業法は保険監督の基本法として、保険会社・保険募集人および保険募集に対する監督・規制について規定しています。特に保険募集人にとって最も重要な規定が「保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為」に関する規定です。当社は以下を遵守する適正な保険募集活動に努めています。

< 保険業法第 300 条 >

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

【第 1 号】 < 要約：虚偽説明の禁止、重要事項の不告知 >

保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

事例：保険金を支払う場合のみ説明し、保険金が支払われない場合については、一切説明しなかった

【第 2 号】 < 要約：虚偽告知の教唆 >

保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為

事例：氏名、住所、保険の対象、他契約の有無、事故歴等について虚偽のことを告げるよう勧めた

【第 3 号】 < 要約：告知妨害、不告知教唆 >

保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

事例：告知書に病歴等を不記載するよう勧めた。又は正当な告知を妨げた

【第4号】 <要約：不当な乗換募集>

保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為

事例：年齢や既往症等により、既存契約と補償（保障）内容が異なる場合があること、不利益となる事実を説明せずに既存契約を解除（解約）させ新たな契約を勧めた

【第5号】 <要約：特別利益の提供>

保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

事例：保険料の割引、割戻しや規定外の高額な贈答品等の提供の約束をした

【第6号】 <要約：不当な比較表示>

保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

事例：条件が異なる他者の保険契約と保険料のみを比較して、意図的に自社が提案する保険料の方が安く有利だと説明した。不利な部分を説明しなかった

【第7号】 <要約：断定的判断の提供>

保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

事例：将来受け取れる配当金や変額保険の保険金などについて、確実であると誤解させるような資料を用いて説明した（例：「銀行よりも有利な運用」「絶対に損することはない」など）

【第8号】 <要約：特別利益の提供を知らなからの募集>

保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知らなから、当該保険契約の申込みをさせる行為

事例：保険に加入してくれたら自社の関連会社の商品の購入について優遇しますと約束した

【第9号】<要約：その他顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして、内閣府令で定める行為>
前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為
(前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は
第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。)

※各号には定められてはいないが、保険募集人が「保険に入ってくれるまで、帰りません」等の威圧的
な態度や言葉で圧力募集をかける行為等の保険契約者の保護のために不可欠なもの。(保険業法施行規則
第234条で規定されているもの)

■【威圧・圧力募集の禁止】

事例：顧客に対して威圧的な態度や乱暴な言葉で脅して、保険契約の申込みや既契約の消滅を迫った

■【業務上の地位の不当利用】

事例：取引先に対して「保険に加入しないのなら今後の取引を考え直す」とほめかして保険に加入さ
せた

■【他社の誹謗・中傷】

事例：他社を誹謗・中傷する目的で支払能力に関する新聞、雑誌、インターネット上に掲載されていた
記事又はそれに準ずる書類(コピー含む)の掲示や配布した

■【保険種類・保険会社の誤解を招く行為の禁止】

事例：提携、セット保険商品の募集にあたり、引受保険会社や役割について正確に説明しなかった

以上